



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

きりん通信 No.24

〒333-0831 埼玉県川口市木曽呂 639-1-C 101
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509

e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jp

URL <http://www.sr-kirin.jp/>



きりん 人事労務
管理事務所

トピックス 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し①

平成29年度税制改正で、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分以後の所得税から適用されることになっています。今回から数回に分けて、ポイントを紹介します。



配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しの全体像

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ① 配偶者控除の控除額が改正されるほか、**給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされます**（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限なし）。
- ② 配偶者特別控除の控除額が改正されるほか、対象となる**配偶者の合計所得金額の要件が38万円超123万円以下とされます**（改正前：38万円超76万円未満）。

2 扶養親族等の数の算定方法の変更

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が**源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされます**。

また、**同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされます**。



注。「源泉控除対象配偶者」とは、居住者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る）の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が85万円以下である者をいいます。また、「同一生計配偶者」とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である者をいいます。

3 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「**給与所得者の配偶者控除等申告書**」に改められることから、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされます。

なお、「**給与所得者の配偶者特別控除申告書**」と兼用様式となっている「**給与所得者の保険料控除申告書**」は、上記の改正に伴い、「**給与所得者の配偶者控除等申告書**」とは、分離されることになっています。

また、次の申告書についても記載事項の見直しが行われます。

- ・「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」
- ・「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
- ・「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」

※各種様式の確定版の国税庁ホームページへの掲載は、例年通り9月末頃を予定しているようですが、その前に、各種様式の未定稿版（年末調整時に必要となる様式を除きます。）を7月末頃に同ページに掲載する予定とのことです。



この改正が、最初に企業実務に影響するのは、一般的に、平成30年1月に社員に支払う給与から所得税を源泉徴収する際ということになります（上記2の扶養親族等の数の数え方の変更の影響があります）。

トビののす 賃金構造基本統計調査

統計法に基づく「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査が、毎年7月に実施されます。産業別、企業規模別、年齢別、職種別などの賃金額の統計をとるものです。皆さんのところにもアンケートが届いているかもしれません。任意の提出なのでご多忙の中なかなか面倒かとは思いますが、1社1社の回答から統計調査結果が出来上がりますので、可能な限りはご協力頂いた方がよろしいのかなぁとは思いますが。

統計結果が出ましたら、きりん通信でご紹介したいと思います。

今月は、**2017春季生活闘争（春闘）**について、7月5日、第7日（最終）回答集計結果の公表をお伝え致します。

●全体（規模計）の賃上げ額・率は次のとおりで、**2年連続縮小**しています。

<定期昇給相当込み賃上げ計>

金額..... H27=6,354円 → H28=5,779円 → **H29=5,712円**

昇給率..... H27=2.20% → H28=2.00% → **H29=1.98%**

（集計組合数 5,416 組合、集計組合員数 2,768,720 人）

●ただし、300人未満規模では額・率ともに、前年を上回っています。

<定昇相当込み賃上げ計>

金額..... H28=4,340円 → **H29=4,490円**

昇給率..... H28=1.81% → **H29=1.87%**

また、毎年10月に最低賃金の額が改定されます。その準備として中央最低賃金審議会から「最低賃金引き上げ額の目安」が発表されました。**埼玉県、東京都では、26円の最低賃金引上げが目安と**されました。最低賃金は全国加重平均1,000円の目標が掲げられていますので、毎年確実に上がってきますね。最低賃金の決定は9月です。

マイカー通勤の問題点

平成27年2月に車にはねられて死亡した男子高校生の遺族が、6月27日、**運転していた男性の勤務先の会社に対して1億9千万円の損害賠償**を求めて地方裁判所に提訴した」という旨の報道がありました。

遺族側は、**運転していた男性が、ガソリン代の支給を受けてマイカー通勤**をしていたことから、同社にも責任があるとしています。

一般的には、マイカーを通勤のみに使用し、社用（業務）には一切使用していない場合、会社の責任はないと判断されています。通勤のマイカーを断続的に社員が自らの意思で仕事に用いている場合などは、ガソリン代を会社が負担しているかどうかなど、ケースによって判断が分かれるようです。マイカー通勤について、許可制をとっている会社が多いかと思いますが、車両管理規程などにより、マイカー通勤の要件、通勤車両の要件、原則として社用を禁止する旨、会社は一切責任を負わない旨などをしっかり取り決めておく必要があるでしょう。保険の加入を義務付け、確認をするなどの対策も必要かと思えます。

お仕事
カレンダー
8月

- | | |
|------|---|
| 8/10 | ●一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億8,000万円未満の工事 |
| 8/31 | ●7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| | ●7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 |
| | ●個人事業税の納付<第1期> |
| | ●6月決算法人の確定申告・12月決算法人の中間申告 |
| | ●9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告 |
| | ●個人事業者の当年分消費税の中間申告 |
| | ●個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期> |

◆凡事徹底◆

夏ですね。私は夏生まれなので、8月になると“後半戦”という気持ちになります。今年の年頭の誓いは「凡事徹底」です。45歳を迎え、今年前半を振り返り、気持ちを新たに引き締めていきたいと思えます。継続して成長をするためには、「少年の様な心」で、常に「ワクワク」する気持ちを自分で作り続けることが大切だと思っています。同じ一生懸命でも、我慢して一生懸命やるのと、楽しんで一生懸命やるのとでは、結果が変わってくると思えます。これからも官澤の挑戦は続きます(^ ^)

みなさんのご活躍もとても楽しみにしています。 よろしくお願い致します！